

副 本

平成25年(ワ)第46号, 同第220号 損害賠償請求事件

原 告 武田悦子 ほか1392名

被 告 国 ほか1名

第4準備書面


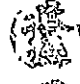
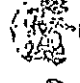
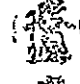
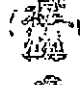
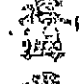
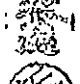
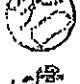



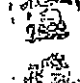
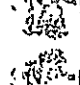
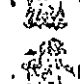
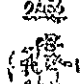

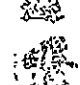

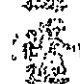


平成26年9月3日

福島地方裁判所いわき支部 御中

被告国訴訟代理人弁護士

被告国指定代理人

樋	渡	利	美	〔印〕	
岩	崎		慎	〔印〕	
岩	名	勝	彦	〔印〕	
寺	岡	拓	也	〔印〕	
千	葉	健	一	〔印〕	
杉	山	典	子	〔印〕	
多	賀	井	満	理	〔印〕
篠	原	智	仁	〔印〕	
林		周	作	〔印〕	
菊	池	憲	久	〔印〕	
美	崎	大	典	〔印〕	
佐	藤	友	弥	〔印〕	

角	掛	幹	也	
吉	田		渡	
田	村	悠	紀	
小	館	卓	司	
東	海	林	秀	
稻	川	延	康	
鷄	德		学	
矢	口	光	春	
渡	邊	雄	一	
大	下		哲	
鶴	園	孝	夫	
武	田	龍	夫	
泉		雄	大	
三	田	裕	信	
堀	口		晋	
村	川	正	德	
中	川	幸	成	
木	村	真	一	
山	形	浩	史	
村	田	真	一	
足	立	恭	二	



大・澤 友里恵  
佐・藤 隼



第1	はじめに	1
第2	原告ら準備書面(2)に対する認否	1
1	「1 本準備書面の目的」について	1
2	「2 福島第一原発の概要」について	1
3	「3 原子力発電所の仕組み」について	1
4	「4 原子炉施設の安全を確保するための仕組み」について	2
5	「4 冷却系を稼働させるための電源設備」について	3
6	「5 福島第一原発の本件事故当時の状況」について	4
7	「6 本件事故の経緯」について	4
8	「7 福島第二原子力発電所との比較」について	11
9	「8 全体のまとめ」について	12

## 第1 はじめに

被告国は、本準備書面において、原告らの2013（平成25）年11月7日付け準備書面(2)（以下「原告ら準備書面(2)」という。）に対し認否を行う。

なお、略語については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。参考までに本準備書面の末尾に略称語句使用一覧表を添付する。

## 第2 原告ら準備書面(2)に対する認否

### 1 「1 本準備書面の目的」（3ページ）について

認否の限りでない。

### 2 「2 福島第一原発の概要」（3、4ページ）について

(1) 第1段落（4ページ1行目以下）及び第2段落は、3ページの図を含めて認める。

(2) 第3段落は、福島第一発電所の海水ポンプが設置されていた敷地高さがO. P. +4mであったこと、同発電所の主要建屋の敷地高さが1号機ないし4号機側ではO. P. +10m、5号機及び6号機側ではO. P. +13mであったことは認める。

(3) 第4段落は認める。

(4) 第5段落は、タービン建屋（T/B）にタービン発電機及び主復水器が設置されていたことは認め、電源に関する設備の設置場所については、政府事故調査中間報告書に記載がある（甲A第2号証27ないし34ページ、資料Ⅱ-12、同Ⅱ-21）限りで認める。

### 3 「3 原子力発電所の仕組み」（4ないし8ページ）について

#### (1) 「(1) 発電の仕組み」について

5ページ上の図を含めて認める。

#### (2) 「(2) 原子炉圧力容器と格納容器及びその付随設備」について

ア 「ア 原子炉圧力容器」について

5 ページ下の図を含めて認める。

イ 「イ 原子炉格納容器」について

6 ページ上の図を含めて認める。

ウ 「ウ 逃し安全弁 (SR弁)」について

6 ページ下の図及び7ページの「図1-7」を含めて認める。

エ 「エ ベント設備」について

7ページの「図1-9」及び「図2-3」を含めて認める。

4 「4 原子炉施設の安全を確保するための仕組み」(8ないし14ページ)について

(1) 柱書きについて

認める。

(2) 「(1) 止める機能 (原子炉停止機能)」について

認める。

(3) 「(2) 冷やす機能 (原子炉冷却機能)」について

ア 柱書きについて

(ア) 第1段落は、8ページの図を含めて認める。

(イ) 第2段落について

第3文(「ただし…状態にある。’)は、原告らの評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。その余は認める。

(ウ) 第3段落及び第4段落は認める。

(エ) 第5段落(「以下では…述べる。’)は、前置き部分であるため、認否の限りでない。

イ 「ア 1号機」について

9ページの「炉心スプレイ系」との図、10ページの「図5-20」及び同ページの「格納容器スプレイ系」との図を含めて認める。

ウ 「イ 2号機から5号機」について

「①」の第1段落中、第3文（「ただし…保証はない。」）は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

その余は、1.1ページの図を含めて認める。

エ 「ウ 6号機」について

認める。

オ 「エ 代替注水機能を有する設備・消火系」について

認める。

カ 「オ」について

13ページの図を含めて認める。

(4) 「(3) 閉じ込める機能」について

認める。

5 「4 冷却系を稼働させるための電源設備」（14ないし16ページ）について

(1) 柱書きについて

ア 第1段落は、原子炉は、停止後も崩壊熱が発生するため、冷却する必要があるとの限度で認める。

イ 第2段落は認める。

(2) 「(1) 外部電源設備」について

ア 「ア」について

認める。

イ 「イ 設置場所」について

認める。

(3) 「(2) 非常用ディーゼル発電機」について

15ページの図を含めて認める。

(4) 「(3) 金属閉鎖配電盤 (M/C) 及びパワーセンター (P/C)」について

て



16ページの図を含めて認める。ただし、「②」の第3段落2行目の「21頁」は、「24及び25頁」の誤記であると思われる。

(5) 「(4) 直流電気(DC)」について

認める。

(6) 「(5) 電源車」について

認める。

6. 「5 福島第一原発の本件事故当時の状況」(16, 17ページ)について  
17ページの図を含めて認める。

7 「6 本件事故の経緯」(17ないし37ページ)について

(1) 「(1) 概要」について

ア 第1段落は認める。

イ 第2段落は、福島第一発電所1号機ないし3号機に関する記載と解した上で、認める。

ウ 第3段落について

第1文及び第2文(「福島第一原発では…溶け始めた。」)は認める。

第3文(「溶解した…落ちた。」)は不知。

エ 第4段落は、福島第一発電所1号機及び3号機において、水素爆発と想定される爆発が発生したことは認め、4号機においても水素爆発が起こったとの点は不知。4号機の爆発の原因は明らかになっていない。

(2) 「(2) 福島第一原発における地震動及び津波」について

原告らの評価にわたる部分を除いておおむね認める。ただし、第2段落第2文(「続いて…来襲した。」)に「15時35分ころ」とあるのは、正しくは「15時36分頃」である。なお、18ページの図は、被告東電の平成24年6月20日付け「福島原子力事故調査報告書」105ページに同様の図が掲載されていることは認め、19ページ上の図は認める。

(3) 「(3) 各設備の損傷・機能の状況」について

## ア 「ア 電源設備」について

## (ア) 「(ア) 外部電源」について

政府事故調査中間報告書に記載がある（甲A第2号証32ないし34ページ）限りで認める。なお、19ページ下及び21ページの図は、甲A第7号証55ページに同様の図が掲載されているという限りで認める。

## (イ) 「(イ) 非常用DG」について

## a 「a 本件地震発生から津波到達まで」について

認める。

## b 「b 津波到達後」について

おおむね認める。ただし、「⑤」の第2文（「しかし…推認できる（甲A786頁）。」）の「冷却用海水ポンプ」は、「冷却用海水ポンプ又は電源盤」が正しい。

## (ウ) 「(ウ) M/C及びP/C」について

## a 「a 本件地震発生から津波到達まで」について

認める。

## b 「b 津波到達後」について

おおむね認める。ただし、「①」の2行目の「(1号機はT/B)」は「(1号機はT/B1階)」が正しく、3行目の「6号機R/Bに設置されていた」は「6号機R/B地下2階、地下1階及び1階にそれぞれ設置されていた」が正しい。

なお、24及び25ページの表1ないし表3は認める。

## (エ) 「(エ) 小括」について

a 第1段落は政府事故調査中間報告書に記載がある（甲A第2号証34ページ）限りで認める。

b 第2段落は、福島第一発電所の全号機において外部電源が喪失した

後、非常用ディーゼル発電機（D/G）が起動し、交流電源が供給されたが、津波により非常用ディーゼル発電機（D/G）又は電源盤の一部が被水して機能喪失したことにより、1号機ないし5号機で全交流電源喪失に至ったこと、1号機及び2号機で直流電源も喪失し、全電源喪失に至ったことは認める。なお、4号機も直流電源を喪失し、全電源喪失に至った。

○ 第3段落について

第1文（「なお…設計されていた。」）は認める。

第2文（「したがって…指摘されている（甲A4 44頁。）」）は、甲A第4号証（44ページ）において、原告ら主張の指摘がされていることは認める。

イ 「イ 冷却機能を有する設備」について

(7) 柱書きについて

a 第1文ないし第3文（「本件地震…押し寄せた。」）は、原告らの評価にわたる部分を除き、認める。

b 第4文（「以下では…述べる。」）は前置き部分であるため、認否の限りでない。

(イ) 「(7) IC（1号機）」について

a 「a 地震発生から津波到達まで」について  
認める。

b 「b 津波到達後」について

おおむね認める。ただし、「フェールセーフ」とは、システムの一部に故障があった場合にも、常に安全な状態になるように配慮されている設計あるいは考え方を意味する。

(ウ) 「(イ) 原子炉隔離時冷却系（RCIC 2号機から6号機に設置）」について

- a 「a 地震発生から津波到達まで」について  
認める。
  - b 「b 津波到達後」について  
認める。
- (エ) 「(ウ) 高圧注水系 (HPC I 1号機ないし5号機に設置)」について  
て  
認める。
- (オ) 「(エ) 消火系ポンプの損傷・機能の状況」について  
認める。
- (カ) 「(オ) 小括」について
- a 第1段落及び第2段落は認める。
  - b 第3段落は、原告らの意見又は評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。
  - c 第4段落は、前置き部分であるため、認否の限りでない。
- (4) 「(4) 各号機の被害の進展」について
- ア 柱書きについて
- (ア) 第1段落は、一般論として認める。
  - (イ) 第2段落は、福島第一発電所事故時において、同発電所各号機の電源及び冷却機能の一部が失われた中で復旧作業が行われたことは認める。
- イ 「ア 1号機の状況」について
- (ア) 「(ア) 全電源喪失まで」について
- a 第1段落は認める。
  - b 第2段落はおおむね認める。ただし、1行目の「15時35分頃」は「15時36分頃」が正しい。
- (イ) 「(イ) 全電源喪失後の状況」について
- a 第1段落及び第2段落は認める。

- b 第3段落は、平成23年3月12日午前4時頃から消防車による淡水注入が開始されたことは認め、原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。
- c 第4段落は認める。
- d 第5段落は、同日午後3時36分、高温になった燃料被覆管とジルコニウム-水反応によって生じたと考えられる水素が原因と思われる爆発が原子炉建屋内で発生したことは認める。

ウ 「イ 2号機の状況」について

(7) 「(7) 全電源喪失前の状況」について

おおむね認める。ただし、第2段落1行目の「15時35分ころ」は「15時36分頃」が正しく、同段落6行目の「15時41分ころ」は、「15時37分から15時42分にかけての頃」が正しい。

(4) 「(4) 全電源喪失後の状況」について

- a 第1段落ないし第3段落は認める。
- b 第4段落は、「水素爆発」を「水素爆発と想定される爆発」と解した上で、認める。
- c 第5段落及び第6段落は認める。
- d 第7段落は、「水素爆発」を、「水素爆発と想定される爆発」と解した上で、認める。
- e 第8段落及び第9段落は認める。
- f 第10段落について

第1文（「その後…されている（甲A2 234頁）。」）は、原告ら指摘の可能性があることは認める。

第2文（「その結果…生じた。」）は、放射性物質の漏洩が生じた可能性があることは認め、原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。

## g 第1.1段落について

第1文及び第2文（「なお…考えられている（甲A4 112, 113頁）。」）は認める。

第3文（「2号機が…のである。」）は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

## エ 「ウ 3号機の状況」について

## (7) 「(7) 全交流電源喪失までの状況」について

a 第1段落は認める。なお、3行目の「4分後」は「2分後」の誤記と思われる。

b 第2段落及び第3段落は認める。

c 第4段落は、2行目の「M/Cなどして」を「M/Cなどが被水して」との誤記と解した上で、おおむね認める。ただし、1行目の「15時35分ころ」は「15時36分頃」が正しい。

## (i) 「(i) 全交流電源喪失後の経緯」について

a 第1段落ないし第6段落は認める。

b 第7段落は、国会事故調査報告書（甲A第1号証148ページ）に原告ら指摘の記載があることは認める。なお、被告東電の平成26年8月6日付け「福島原子力事故における未確認・未解明事項の調査・検討結果～第2回進捗報告～」によれば、平成23年3月13日午前2時30分頃に原子炉水位が有効燃料頂部（TAF）に達したと推定されている。

c 第8段落は認める。

d 第9段落は、原告ら指摘の可能性があることは認める。なお、前記被告東電の平成26年8月6日付け報告によれば、高圧注水系（HPCI）を手動で停止するより以前から、高圧注水系（HPCI）による注水が不十分であったため、原子炉水位が低下していた可能性がある。

るとされている。

e 第10段落について

第1文(「当時…されていた。’)は、「水素ガス爆発」を、「水素爆発と想定される爆発」と解した上で、認める。

第2文(「そこで…に至った(甲A2 217頁,甲A3 69頁。’)は、平成23年3月14日午前11時1分、福島第一発電所3号機において水素爆発と想定される爆発が生じたことは認める。

オ 「エ 4号機の状況」について

(7) 「(7) 全交流電源喪失までの状況」について

a 第1段落は認める。

b 第2段落は、4行目の「非常用DGが被水し」を「非常用DG電源盤が被水し」と解した上で、おおむね認める。ただし、1行目の「15時35分」は「15時36分頃」が正しい。

(4) 「(4) 全交流電源喪失後の経緯と対応」について

a 「a 水素爆発」について

(a) 第1段落は認める。

(b) 第2段落は、原告ら指摘の可能性のあることは認める。

b 「b その後の使用済燃料プールの水量」について

原告らの評価にわたる部分を除き、おおむね認める。

カ 「オ 5号機、6号機の状況」について

(7) 「(7) 津波到達までの状況」について

認める。

(4) 「(4) 津波到達後の状況」について

a 「a 津波到達直後の状況」について

おおむね認める。ただし、1行目の「15時35分」は「15時36分頃」が正しい。

## b 「b 対応」について

認める。

## キ 「カ 小括」について

(7) 第1段落及び第2段落は認める。

(4) 第3段落は、原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

## 8 「7 福島第二原子力発電所との比較」(37ないし40ページ)について

## (1) 柱書きについて

ア 第1段落は、前置き部分であるため、認否の限りでない。

イ 第2段落ないし第4段落は認める。なお、38ページの図は不知。

## (2) 「(1) 本件地震発生直後」について

認める。

## (3) 「(2) 津波到達後」について

## ア 「ア 1号機, 2号機について」について

(7) 第1段落は、被告東電の福島第二原子力発電所(以下「福島第二発電所」という。)において、非常用ディーゼル発電機12基中9基, 所内配電系統設備(M/C: 36面中2面, P/C: 36面中8面)が使用不能となったとの限度で認める。

(4) 第2段落ないし第6段落は認める。

## イ 「イ 3号機, 4号機について」について

認める。

## (4) 「(3) 小括」について

## ア 第1段落について

第1文及び第2文(「上記のとおり…O. P. 12メートルだった。’)は認める。なお、第2文の「O. P. 12メートル」は、「O. P. +12メートル」の誤記と思われる。



第3文（「これに対する…浸水した。」）は、福島第一発電所5号機及び6号機側主要建屋設置エリアの浸水高が敷地高を上回るものであったことは認め、その余は不知。

第4文（「浸水状況は…原因にもなった。」）は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

イ 第2段落は、福島第二発電所では、福島第一発電所に比較して、冷却設備及び電源設備への被害が限定的であり、過酷事故を免れたことは認め、原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。なお、40ページの図は、甲A第7号証84ページに同様の図が掲載されているという限りで認める。

9 「8 全体のまとめ」（40, 41ページ）について

原告らの意見又は評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

## 略称語句使用一覧表

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
訴状訂正申立書	平成25年6月10日付け訴状訂正申立書	答弁書	1	
訴状	訴状訂正申立書別添の訴状	答弁書	1	
福島第一発電所	東京電力福島第一原子力発電所	答弁書	2	
本件将来請求	請求の趣旨第3項(2), 第4項(2)及び第5項(2)の各請求のうち本件訴訟事実審口頭弁論終了後の支払を求める部分	答弁書	2	
被告東電	相被告東京電力株式会社	答弁書	5	
福島第一発電所事故	平成23年3月11日に被告東電の福島第一発電所において放射性物質が放出される事故	答弁書	5	
国会事故調査報告書	国会における第三者機関による調査委員会が発表した平成24年7月5日付け報告書	答弁書	8	
INES	国際原子力・放射線事象評価尺度	答弁書	11	
ソ連	旧ソビエト連邦	答弁書	11	
炉規法	核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	14	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	答弁書	16	
原賠審査会	原子力損害賠償紛争審査会	答弁書	16	
原賠支援機構	原子力損害賠償支援機構	答弁書	17	
中間指針	東京電力株式会社福島第一, 第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針	答弁書	18	

中間指針第1次 追補	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）（第一次追補）	答弁書	18
中間指針第2次 追補	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）	答弁書	26
昭和36年長期 計画	昭和36年に原子力委員会が策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	39
昭和42年長期 計画	原子力委員会が昭和42年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	40
最終処分計画	特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画	答弁書	41
機構	原子力発電環境整備機構	答弁書	41
昭和53年長期 計画	原子力委員会が昭和53年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	42
昭和57年長期 計画	原子力委員会が昭和57年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	43
昭和62年長期 計画	原子力委員会が昭和62年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	43
平成6年長期計 画	原子力委員会が平成6年6月24日に新たな「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	46
平成12年長期 計画	原子力委員会が平成12年11月24日に新たな「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	47
「長期評価」	三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について	答弁書	53
政府事故調査中 間報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成23年12月26日付け「中間報告」	答弁書	55
国賠法	国家賠償法（昭和22年10月27日法律第125号）	答弁書	57

放射線障害防止法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第1準備書面	5
原災法	原子力災害への対応を規定した原子力災害対策特別措置法	第1準備書面	5
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令	第1準備書面	7
保安院	原子力安全・保安院	第1準備書面	11
JNES	独立行政法人原子力安全基盤機構	第1準備書面	14
本件設置等許可処分	福島第一発電所1号機については、昭和41年12月1日、同2号機については、昭和43年3月29日、同3号機については、昭和45年1月23日、同4号機については、昭和47年1月11日にそれぞれされた設置（変更）許可処分	第1準備書面	16
後段規制	設計及び工事の方法の認可から施設定期検査までの規制	第1準備書面	17
昭和39年原子炉立地審査指針	昭和39年5月27日に原子力委員会によって策定された原子炉立地審査指針	第1準備書面	19
昭和45年安全設計審査指針	昭和45年4月18日に動力炉安全基準専門部会によって策定され同月23日に原子力委員会においても了承された「軽水炉についての安全設計に関する審査指針について」	第1準備書面	19
平成13年安全設計審査指針	昭和45年安全設計審査指針は、昭和52年6月にその全面改訂が行われ、平成2年8月30日付け原子力安全委員会決定により全面改訂がされ、平成13年3月29日に国際放射線防護委員会による1990年勧告を受けて一部改訂がされた	第1準備書面	25

平成13年耐震設計審査指針	平成13年3月29日に改訂された耐震設計審査指針	第1準備書面	26
平成18年耐震設計審査指針	平成18年9月19日、原子力安全委員会において、決定された耐震設計審査指針	第1準備書面	30
本件地震	平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震	第1準備書面	35
電気事業法	平成24年法律第47号による改正前の電気事業法	第2準備書面	1
クロロキン最高裁判決	最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決・民集49巻6号1600ページ	第2準備書面	3
宅建業者最高裁判決	最高裁平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169ページ	第2準備書面	5
本件各判決	宅建業者最高裁判決、クロロキン最高裁判決、筑豊じん肺最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決	第2準備書面	7
クロロキン最高裁判決等	宅建業者最高裁判決及びクロロキン最高裁判決	第2準備書面	7
筑豊じん肺最高裁判決等	筑豊じん肺最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決	第2準備書面	7
宅建業法	宅地建物取引業法	第2準備書面	8
水質二法	公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律	第2準備書面	13
その他の規制措置	日本薬局方からの削除や製造の承認の取消しの措置以外の規制措置	第2準備書面	16
延宝房総沖地震	慶長三陸地震(1611年)及び1677年11月の地震	第2準備書面	31
津波評価技術	原子力発電所の津波評価技術	第2準備書面	33
政府事故調査最終報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成24年7月23日付け「最終報告書」	第2準備書面	51

貞観津波	西暦869年に東北地方沿岸を襲った巨大地震によって東北地方に到来したとされている津波	第2準備書面		
			54	
スマトラ沖地震	平成16年インドネシアのスマトラ島沖で発生した地震	第2準備書面		
			57	
マイアミ論文	被告東電の原子力技術・品質安全部門が平成18年7月に米国マイアミで開催された第14回原子力工学国際会議で発表した論文	第2準備書面		
			59	
女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	第2準備書面		
			63	
浜岡発電所	中部電力株式会社浜岡原子力発電所	第2準備書面		
			63	
大飯発電所	関西電力株式会社大飯発電所	第2準備書面		
			63	
泊発電所	北海道電力株式会社泊発電所	第2準備書面		
			63	
佐竹ほか(2008)	平成20年に刊行された「石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション」(佐竹健治・行谷佑一・山木滋)と題する論文	第2準備書面		
			77	
合同WG	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ	第2準備書面		
			79	
本件各評価書	「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」及び「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所4号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」	第2準備書面		
			79	
原告ら準備書面(2)	原告らの2013(平成25)年1月7日付け準備書面(2)	第4準備書面		
			1	
福島第二発電所	被告東電の福島第二原子力発電所	第4準備書面		
			11	

特に断らない限り答弁書とは、平成25年9月5日付け答弁書を指す。